

令和3年第7回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和3年6月25日(金)午後2時
ところ 市役所新館3階 301、302会議室

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 教育長諸報告

- (1) たつの市議会6月定例会一般質問について
- (2) 新型コロナウイルス感染症への対応状況について
- (3) 不登校・いじめについて

4 議事

- 報告第13号 たつの市中央学校給食センター運営委員会委員の解囑又は委囑について
報告第14号 たつの市御津学校給食センター運営委員会委員の解囑又は委囑について
報告第15号 たつの市教育委員会事務局職員の分限・懲戒等処分について
議案第24号 たつの市教育委員会事務事業点検・評価検討委員会の設置及び委員の委囑について
議案第25号 たつの市社会教育委員の解囑又は委囑について
議案第26号 たつの市公民館運営審議会委員の解囑又は委囑について
議案第27号 たつの市教育委員会事務局職員の分限・懲戒等処分について

5 自由討議

- 6 次回教育委員会開催予定日 令和3年7月27日(火) 午後1時30分～
" 開催場所 (新館4階 大会議室)
次々回教育委員会開催予定日 令和3年8月 日() 午後 時 分～
" 開催場所 ()

7 閉会宣言

令和3年第7回たつの市教育委員会臨時会会議録

と き 令和3年5月26日（水） 午後1時30分
と ころ 市役所新館3階 301、302会議室

教育長

ただ今から、令和3年第7回たつの市教育委員会定例会を開会します。
それでは、まず始めに会議録署名委員の指名を行います。●●委員を指名します。よろしく
お願いします。

次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

教育長諸報告のうち、

(3) 不登校・いじめについて、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号（会議の
公開が不適当とする事件）の規定により、

また、報告第15号「たつの市教育委員会事務局職員の分限・懲戒等処分について」、議案第
24号「たつの市教育委員会事務事業点検・評価検討委員会の設置及び委員の委嘱について」、
議案第25号「たつの市社会教育委員の解嘱又は委嘱について」、議案第26号「たつの市公民
館運営審議会委員の解嘱又は委嘱について」、議案第27号「たつの市教育委員会事務局職員の
分限・懲戒等処分について」は、同規則第9条第1項第2号（教育委員会の所管に属する各機
関及び各委員会の委員の任免又は委嘱に関する事件）の規定により、非公開にすることが適切
であると思われま。

賛成の方は挙手願います。

< 挙 手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。

先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

教育長

それでは、3 教育長諸報告に入ります。

(1) たつの市議会6月定例会一般質問について、報告いたします。

楠議員の質問です。新宮中学校のテニスコートについて、いつになれば修復が完了するの
かの質問です。工事期間は本年9月から令和4年3月中旬までの約6か月を見込んでいますと
答えています。

次に高岸議員の質問です。北学校給食センターについて、中央学校給食センターに比べ事業
費が安く抑えられているが、どのような工夫があったのかの質問です。まず、敷地面積が狭く、
土地の取得費が安く抑えられていること、2階建てで平屋建てより安く抑えられていること、
設計施工一括方式を採用し、安く抑えられていると答えています。

次に三木議員の質問です。小宅小学校の増築工事について、1つ目、増築校舎の耐用年数は
どれくらいになるのかの質問です。国は長寿命化計画を推奨しており、適切な管理で70年も
たせることを目標にしていると答えています。

2つ目、現在の社会・教育ニーズに合う環境整備にどのような整備が必要と考えるのかの質
問です。空調設備、照明のLED化、トイレの洋式化及び乾式化、バリアフリー化、人荷共用
エレベーターの設置、1階から4階のすべてに多目的トイレの整備を予定していると答えてい
ます。

3つ目、将来を見据えた先進的な環境整備としてどのような整備が想定されるのかの質問で
す。タブレットを使用した授業ができるように電子黒板の設置、通常の教室より1.2倍広い
教室の導入を予定していると答えています。

4つ目、ICT環境整備の問題的と必要な整備をどのように進めていくのかの質問です。全
児童がタブレットを使用する際に、インターネット回線の動きが遅くならないように、インタ
ーネット回線の増強を行っていること、家庭にインターネット回線がない場合、基本的には家
庭で用意していただくこと、家庭でのインターネットのルールについて、教育委員会で基本
的なルールを決め、各学校で子どもたちの意見を持ち寄り、中学生サミットでタブレットのル
ールを決め、子どもたちが主体となって気運を高めていくと答えています。

次に障害者スポーツの啓発・支援の具体策についての質問です。前回も新生クラブから同じ
質問があり、同じ答えとなります。上位入賞者の広報、スポーツ大会での啓発、支援として兵
庫県のじぎくスポーツ大会への引率、全国大会への参加激励金、障害者スポーツの用具の購入
などを通じ、市民全体へ広めていくと答えています。

次に肥塚議員の質問です。がん教育に対する具体的な取り組みについての質問です。前回も
畑山議員から同じ質問があり、同じ答えとなります。今年度から教科書が新しくなり、がんの
予防という単元が増え、それを基に学習していくこと、デジタル教材や外部講師の活用は今後

検討していくと答えています。

次に和田議員の質問です。熱中症対策についての質問です。校長会を通じ、運動会や登下校などでマスクを外す指導を行うこと、熱中症チェッカーを使用して暑さ指数が30を超え、嚴重警戒となる場合、運動を控えていくと答えています。

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員

タブレット端末の持ち帰りは、決まっていますか。

事務局

まだ、持ち帰りは実施していません。7月にはモデル校として小学校3校、中学校2校で土日の持ち帰りを検討しています。

委員

先生の指示により持ち帰りをを行うことになるのですか。

事務局

はい。その予定としています。

委員

児童生徒のタブレットは使用するたびに変わるのですか。

事務局

同じタブレットを入学から卒業まで使用します。

教育長

他にご発言がないようですので、これで教育長諸報告を終わります。

教育長

次に（2）新型コロナウイルス感染症への対応状況について、事務局報告願います。

事務局

緊急事態宣言の解除を受け、6月21日に臨時の校園長会を開催しました。教育活動について、活動範囲を県内に広げています。県外活動は感染防止対策を実施の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法を確認し、実施します。学校行事について、制限をかけていましたが、制限はなしとします。これまで警戒レベル3となっていました、レベル2に変更しています。感染防止対策を行った上でリスクの少ない活動から徐々に実施していくこととします。部活動について、活動範囲は県内に範囲を広げています。時間は平日4日2時間程度、土日はいずれか1日3時間程度となります。学校施設の一般開放について、利用団体の制限はなくし、使用時間は午後9時までとしています。熱中症対策について、体育やスポーツ活動でマスクを外すなどの指導を行います。ワクチン接種について、介護士、保育士、幼稚園教諭、小学校の教職員は、集団接種の中で一定の枠を設け、優先的に接種を行う予定です。現在、それぞれの職場で希望調査を行っており、7月11日以降、こども園から順次行う予定です。12歳から15歳の接種については、文部科学省と厚生労働省の通知により学校における集団接種は推奨しないとなっています。現在、医師会と協議しており、実施時期や実施方法を検討している段階です。以上です。

教育長

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員

子どもたちも接種券は必要ですか。

事務局

はい。接種券については16歳以上となります。

委員

接種時期は、夏季休業中となるのですか。

事務局

こども園は夏季休業がないので、こども園等の保育教諭等は優先的に接種していくことになり、小学校の教職員は夏季休業中を予定しています。具体的な接種日程は、これから調整することになります。

委員

給食センターの職員は優先的に接種するのですか。

教育長

子どもたちと接触する職員が優先的に接種しますので、給食センターの職員は対象外となります。

委員

大学では、接種のための休みを公欠とするのか、また、副反応が出て休みが必要な場合に、

その休みを公欠とするのか悩んでいる段階です。ルール決めは今後必要かと思えます。

教育長

そうですね。

委員

心のケアは午後5時から午後9時までの相談とありますが、電話での相談ですか。

事務局

これは兵庫県が実施している相談窓口となり、ラインで対応します。

教育長

たつの市内の子どもたちからの相談があれば、県から情報提供をいただきます。

教育長

他にご発言がないようですので、次に教育事業部から報告願います。

事務局

社会教育施設について、午後8時まで制限をかけていましたが、午後9時までに変更としています。また、体育施設と公民館では市民限定の利用としていましたが、市民限定を解除しています。収容人数については、制限されないものは100%、制限されるものは50%となり、上限は5,000人となっています。以上です。

教育長

ご発言がないようですので、教育長諸報告は終了します。

教育長

続きまして、4 議事に入ります。

報告第13号「たつの市中央学校給食センター運営委員会委員の解嘱又は委嘱について」、事務局説明願います。

< 事務局 資料に基づき説明 >

教育長

以上のことにつきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

ご発言がないようですので、採決に入ります。

報告第13号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、報告第13号は、原案のとおり承認いたしました。

教育長

次に、報告第14号「たつの市御津学校給食センター運営委員会委員の解嘱又は委嘱について」、事務局説明願います。

< 事務局 資料に基づき説明 >

教育長

以上のことにつきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

ご発言がないようですので、採決に入ります。

報告第14号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、報告第14号は、原案のとおり承認いたしました。

以上で、公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。

< 非公開案件の審議 >

教育長

続きまして、自由討議に入ります。何か討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

ないようでしたら、これで自由討議を終わります。

教育長

次に、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局説明願います。

< 次回、次々回の日程調整 >

教育長

以上で第7回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもちまして閉会します。

午後3時15分終了

出席者

教育長
委員
委員
委員
委員
教育管理部長
教育事業部長
教育総務課長
教育環境整備課長
学校教育課長
幼児教育課長
すこやか給食課長
社会教育課長
歴史文化財課長
人権教育推進課長
スポーツ振興課長
社会教育課主幹

横山 一郎
松尾 壯典
菅野 夏子
七條 祐正
喜多 敦子
富井 俊則
山根 洋二
三木 康弘
正田 晴彦
田淵 明久
吉田 政弘
杉本 典彦
神尾 俊輝
新宮 義哲
津島 威彦
倉元 竜也
喜多村 玲